

組合員資格に関する内規

（組合員の資格）

第1条 定款10条に定めた加入申込書を提出し、本組合の承諾を得た上で、引き受けた出資口数に応じた金額の払い込みを完了した時点で組合員資格を得られる。

（労協連合会）

第2条 日本労働者協同組合連合会の設立発起人となったワーカーズコープちばは、正当な手続きにより脱退するまでは、連合会運営に積極的に関与することとし、組合員は連合会活動に参加する義務を要する。

2 労働者協同組合連合会が発行する機関誌「労協新聞」について、ワーカーズコープちばの全組合員は個々に購読するものとする。

（みなし組合員）

第3条 定款16条にある分割払込を選択した者のうち、毎月、連続して払込をおこなう者は1口に達していなくても組合員になる意思のある者とみなす。

2 なお、その分割払込途中で出資積立が滞った場合は、その時点で組合員になる意思を保留した者とし、出資口数1口に達するまでは組合員とはみなさない。

（みなし組合員の権利義務）

第4条 第3条で組合員になるとみなされた者は、下記の権利義務を要する。

- （1）定款11条に掲げた義務
- （2）総会における議案賛否への参加
- （3）一時金を組合員相当として受けとる権利
- （4）組合員として、集会、研修、イベントなどへの参加
- （5）労協新聞の購読

（試用期間）

第5条 就業規則8条にある試用期間中に採用を取り消された者および辞退した者の

うち、出資をしている場合や出資途中の場合、その積み立てた金額は、総会を待たずに本人に返却をする。ただし、定款 14 条にある除名対象者は定款 17 条に従う。

(組合員資格の喪失)

第 6 条 自身の意思において組合員を脱退し、かつ、雇用関係を維持したまま働く場合、定款 12 条に従って自由脱退とする。その身分は、従事非組合員となる。

2 定款 13 条 1 項の 1 の定めにあるよう、事業の従事からはなれ退職となる場合は、法定脱退となり雇用関係も組合員資格も同時に喪失する。

(出資金の返還)

第 7 条 定款 13 条 1 項の 2 にある現職組合員が死亡した場合、出資金は総会を待たずに賃金等とともに速やかに返金をするものとする。

付 則

この規約は、令和 4 年 12 月 11 日から施行する。